

令和 2 年 8 月 2 8 日

吉田町議会議長
増 田 剛 士 様

総務文教常任委員会
委員長 蒔 田 昌 代

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会議規則 7 3 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について
- 2 調査の目的 町は、総合計画の基本理念において「安全で安心して住み続けることのできるまちづくり」を掲げ、高齢者福祉については、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせるまち」を目指す状態としている。
そうした中、現在、当町の高齢化率等は低いものの、高齢者が抱える生活環境への不安や不便は、対象者の多少にかかわらず減るものではなく、ましてや、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯においては、行政等の更なる支援が必要だと考える。
そこで、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯に対する、町が行っている支援策の取り組み状況と課題について調査・研究する。
- 3 期 間 調査・研究が終了するまで
- 4 調査の経過 別紙のとおり

5	調査の背景	別紙のとおり
6	調査結果	別紙のとおり
7	結論	別紙のとおり

4 調査の経過

回	日時	開会 閉会	内 容
第1回	令和元年 6月11日	9:00 10:45	<p>1 調査の目的、方法、期間を決定した。</p> <p>(1) 目的 文言の整理を行い、詳細については委員長と事務局で整理をする。</p> <p>(2) 方法 執行部から説明員の出席及び資料提出を求め、現状と課題を検証する。</p> <p>(3) 期間 調査・研究が終了するまで。</p>
第2回	令和元年 7月19日	9:00 11:00	<p>1 福祉課より説明を受けた。</p> <p>(1) 内容 「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の「3 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる自立と安心のまちづくり」及び「4 高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり」に関する施策について。</p> <p>2 説明を受けての再質問事項に関しては、委員長の質問趣旨に従い、委員長に提出することに決定した。</p>
第3回	令和元年 7月29日	9:00 10:00	<p>1 福祉課への再質問について以下を決定した。</p> <p>(1) メイン質問テーマとして</p> <p>① 吉田町高齢者移動支援事業</p> <p>② 配食サービス事業</p> <p>③ 吉田町救急医療キット配布とする。</p> <p>その他の質問に関しては、委員から出た質問内容を整理し提出する。</p>
第4回	令和元年 9月11日	9:00 11:00	<p>1 福祉課への再質問について文言の整理、内容確認を実施した。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第5回	令和元年 10月17日	9:00 11:00	<p>1 福祉課へ提出した質問について以下の項目の説明を受け、質疑を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 吉田町高齢者移動支援事業 ② 配食サービス ③ 救急医療情報キット配布事業
第6回	令和元年 11月11日	9:00 12:15	<p>1 福祉課へ提出した質問について説明を受け、質疑を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援サービスの体制整備 ② 高齢者日常生活用具給付等事業 ③ 吉田町救急連絡カード配布事業 ④ 生きがいデイサービス通所事業 ⑤ 吉田町ワンコインサービス事業 ⑥ 在宅支援生活品助成事業 ⑦ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 ⑧ 地域との連携 ⑨ 「平成28年度高齢者の生活と意識に関する調査、調査報告書」について ⑩ 高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり <p>2 今後の進め方について 近隣市町の事業や各委員が調査した事業で、吉田町に必要な高齢者事業を次回議論する。</p>
第7回	令和元年 12月6日	9:00 10:15	<p>1 近隣市町の高齢者福祉事業、その他各委員が調査した事業の比較を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 吉田町及び近隣市町の施策をカテゴリー別にまとめ直す。 <p>2 今後の進め方について以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会、シルバー人材センター、生活支援コーディネーターとの意見交換を検討する。 (2) 新公共交通機関調査の進捗状況に関して、企画課から聴取を行う。

回	日時	開会 閉会	内 容
第8回	令和2年 1月20日	9:30 10:30	<p>1 近隣市町との比較から今後の調査項目として以下の事業を挙げた。</p> <p>① 配食サービス事業 対象者要件に関して、当町、近隣市町を再調査する。</p> <p>② 吉田町ワンコインサービス事業 サービスの実情を把握すべく、シルバー人材センターと意見交換を福祉課に申し込む。</p> <p>③ ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業 「日中ひとり暮らし世帯」を支援の対象とならないか、緊急通報について利用促進を図る方法を聞く。</p> <p>④ 高齢者見守りネットワーク事業 高齢者の緊急通報について実情と課題について聞く。</p>
第9回	令和2年 3月11日	10:15 11:30	<p>1 以下の4つの事業に関して福祉課から説明を求めることを決定した。</p> <p>① 配食サービス事業 ・ 事務手続き等について</p> <p>② 吉田町ワンコインサービス事業 ・ 事務手続き等について</p> <p>③ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 ・ 現状把握 ・ 事務手続き等について</p> <p>④ 高齢者の見守りネットワーク事業 ・ 現状把握</p> <p>【特記事項】 シルバー人材センターのコーディネーター（家事援助担当）と吉田町ワンコインサービス事業に関して、意見交換を実施することを決定した。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第 10 回	令和 2 年 6 月 5 日	8 : 55 10 : 15	<p>1 新たに調査する事業について調査することに決定した。</p> <p>① 吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス事業</p> <p>② 町内生活交通における地域公共交通網形成計画の策定事業</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下における高齢者福祉事業及びひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策</p>
第 11 回	令和 2 年 6 月 23 日	8 : 55 11 : 30	<p>1 企画課および福祉課から以下に関する説明を受け、質疑を行った。</p> <p>① 町内生活交通における地域公共交通網形成計画の策定事業について</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下における高齢者福祉事業及びひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の支援策について</p> <p>2 調査報告の趣旨を「ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の安全・安否確認の検証」として、今までの調査を見直すことにした。</p>
第 12 回	令和 2 年 7 月 9 日	9 : 00 10 : 50	<p>1 調査のまとめの担当を事業別に決め、委員長に提出することを決定した。</p> <p>① 配食サービス：楠元議員</p> <p>② ワンコインサービス：山口議員</p> <p>③ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業：中田議員</p> <p>④ 高齢者の見守りネットワーク：大石議員</p> <p>⑤ 高齢者救急カード配布：増田議員</p> <p>⑥ 救急連絡カード配布：増田議員</p> <p>2 「吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス事業」の質問事項(再質問)について、内容を確認した。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第 13 回	令和 2 年 8 月 6 日	13 : 30 15 : 00	1 最終報告書作成準備の協議を行った。
第 14 回	令和 2 年 8 月 26 日	13 : 30 15 : 35	1 最終報告書の確認・決定を行った。

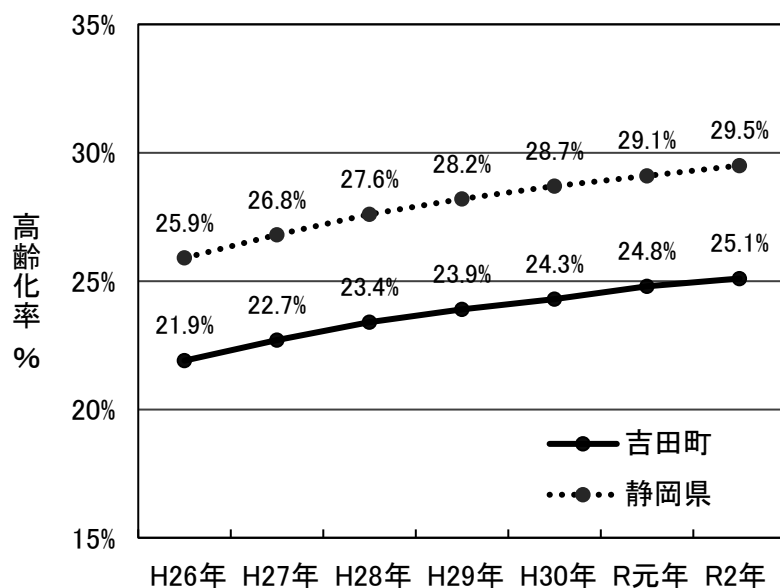
5 調査の背景

以下の吉田町の高齢者、ひとり暮らし高齢者等の状況を踏まえ、所管事務調査を進めることとした。

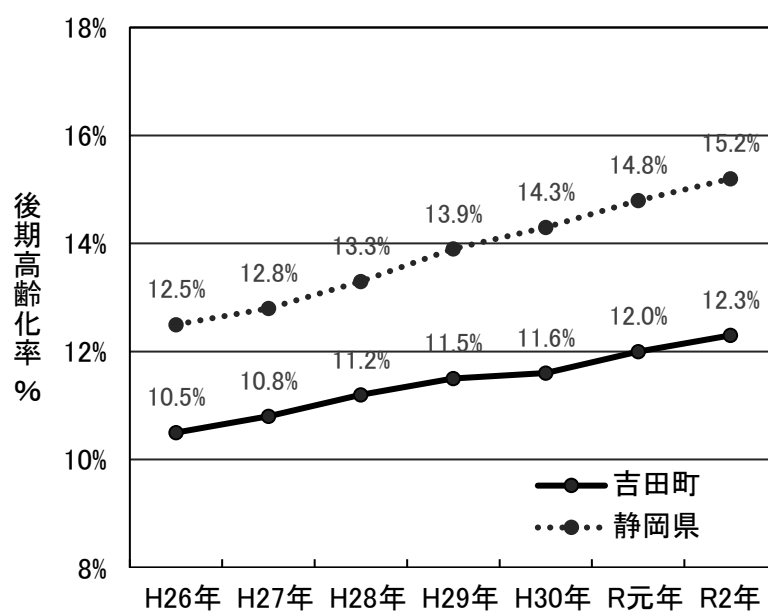
(1) 高齢化率

吉田町の高齢化率および後期高齢化率は、静岡県 averages に比べ低い状況で推移している。

① 高齢化率



② 後期高齢化率

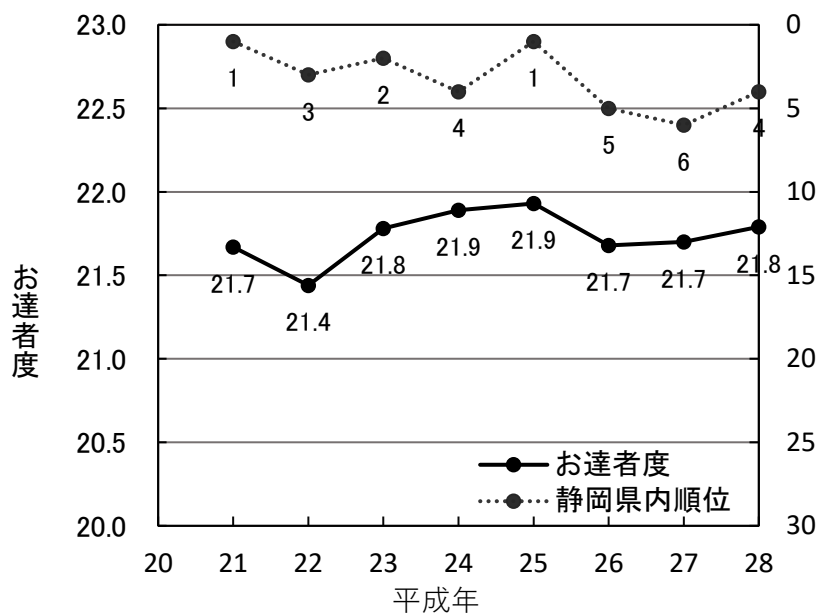


(2) お達者度

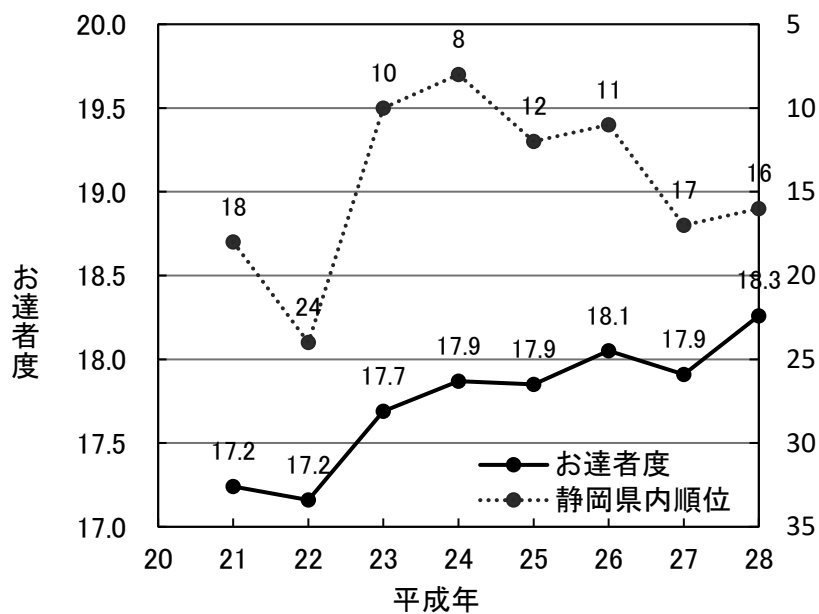
平成21年から静岡県が評価を続けている「お達者度」は男女ともに県内上位であり、特に女性は常にトップクラスである。

※ お達者度：65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出

① 女性



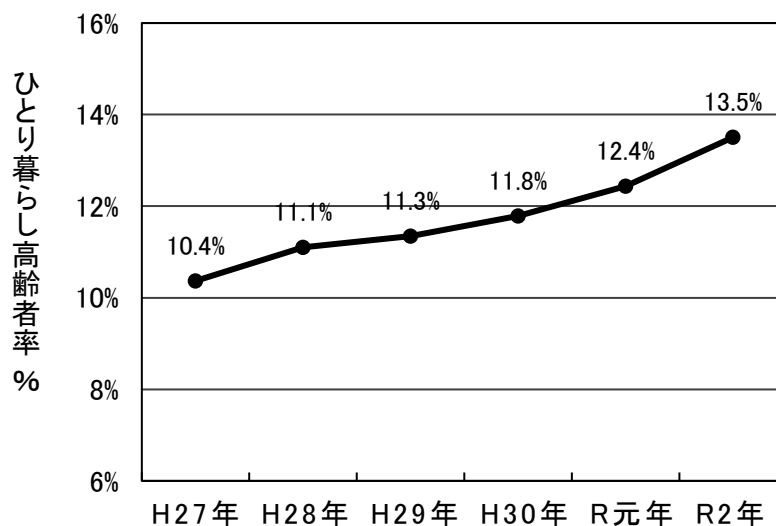
② 男性



(3) ひとり暮らし高齢者率

ひとり暮らし高齢者は平成27年から約300人増加しており、高齢者夫婦のみの世帯数も増加傾向である。

※ ひとり暮らし高齢者率＝ひとり暮らし高齢者数／高齢者数



年度	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
高齢者数	6,761	6,961	7,084	7,204	7,339	7,420
高齢者ひとり暮らし世帯数	約700	約770	約800	約850	約910	約1,000
高齢者夫婦のみ世帯数	約720	約770	約820	約860	約900	約940

(4) アンケート結果（「高齢者の生活と意識に関する調査報告書」より）

「日常生活においてどんなことに困っていますか」の問い（複数回答可）に対して、ひとり暮らし高齢者（回答：424人）のうち、55.9%の方が「特に困っていることはない」と答えている。

回答項目	回答中の比率	年齢別での比率				
		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
特に困っていることはない	55.9%	73%	61%	58%	40%	21%
役場等での手続き	15.8%	6%	12%	15%	32%	35%
家の掃除	15.1%	12%	10%	16%	17%	28%
バスや車を使って外出すること	13.2%	6%	8%	15%	23%	26%
買物	12.7%	7%	10%	9%	23%	30%
食事の準備	12.3%	10%	10%	13%	13%	19%

6 調査結果

(1) 配食サービスについて

【現状】

① 実施内容

- ・ 希望する曜日に定期的に宅配し、食生活の改善を図る。
- ・ 利用者本人の安否確認等を行う。

② 対象者

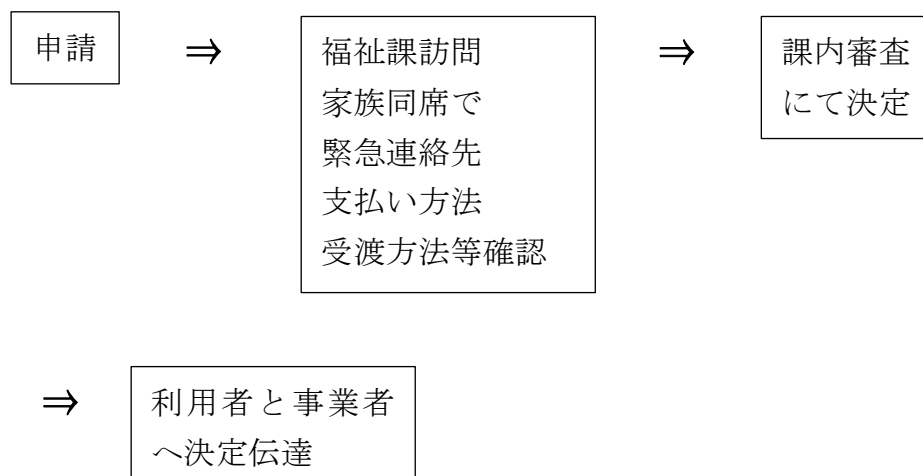
町内に居住する者で次に掲げる者の内、食事の調理が困難な者とする。

- ・ おおむね65歳以上の独居世帯の者
- ・ 高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者
- ・ 身体障害者のみの世帯の者
- ・ その他町長が特に必要と認めた者

③ 利用状況

年 度		H28年	H29年	H30年	R元年
実利用 人数	おかず	35人	33人	35人	20人
	セット	26人	26人	23人	29人
延べ利用 人数	おかず	1,362食	1,055食	1,220食	1,162食
	セット	1,274食	1,406食	1,243食	1,498食

④ 申請手順



⑤ 近隣市町の状況

区 分	利用回数	利用曜日	料 理	
			おかずのみ	セット
島田市	週 6 回 (昼食)	月～土	280 円	330 円
焼津市	週 5 回 (昼食)	月～金	普通食：280 円 高機能食：330 円	
藤枝市	週 5 回 (昼食)	月～金	210～650 円 業者、内容で異なる	
牧之原市	週 3 回 (昼夕食)	月～金	370 円	470 円
川根本町	週 4 回 (昼夕食)	月～金	1 日 1 食 300 円	
吉田町	週 2 回 (昼夕食)	月～土	210 円 減塩 310 円	260 円 減塩 360 円

【その他の調査内容】

- ・ 食事の本人手渡しにより、目的である安否確認は着実に行われている。
- ・ 他市町に比べ週に利用可能回数が少ない。
- ・ サービスを利用しない日は、民間の宅配サービスを利用したり、惣菜を購入している。
- ・ 近くに家族等の支援者がなく、認知症や手が不自由等で調理ができない方を想定している。(ケアマネジャーからも情報提供を得ている。)
- ・ 急なケガで調理困難になった時は、期間限定での対応。
- ・ 目的である安否確認ができるため、以下の日は利用できない。
 - ・ ヘルパー利用日
 - ・ デイサービス利用日
 - ・ 夫婦同時発注の日
 - ・ 介護サービスとの併用日

【委員会の意見】

- ・ 安否確認の観点からも週に利用可能回数を増やすことが望ましい。
- ・ 条件が厳しいのではないか。もっと利用しやすく。

(3) 吉田町ワンコインサービス事業

【現状】

① 実施内容・対象者

吉田町シルバー人材センターが、町と業務委託契約し行っている。

区分	ワンコインサービス 100	ワンコインサービス 500
対象者	65歳以上高齢者のみ世帯全員が基本チェックリスト事業対象者又は要支援認定者	65歳以上高齢者のみ世帯全員が基本チェックリスト事業対象者又は要支援・要介護認定者 (住民税非課税世帯)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベットメイク ・ 衣類の整理 ・ 掃除 ・ 洗濯 ・ 被服の補修 ・ 一般的な調理・配下膳 ・ 買い物・薬の受取 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電球、蛍光灯の取換え ・ 草取り ・ 家具の移動 ・ 留守番 他
料金	1回100円(1時間迄)	1回500円(1時間迄)
利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本チェックリスト事業対象者：週2回程度(月10回まで) ・ 要支援1：週2回程度(月10回まで) ・ 要支援2：週3回程度(月15回まで) 	月1回まで
利用時間	原則、月曜日から金曜日の平日7:00~17:00	

※ 基本チェックリスト：日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための質問票。

② 利用状況

区 分	H29年度		H30年度		R元年度	
	100	500	100	500	100	500
延べ利用人数	79人	20人	130人	12人	370人	18人

【その他の調査内容】

- ・ 福祉課、ケアマネジャーから利用者の状況を、シルバー人材センターの事務局で受け、条件に合う作業員を選択して進めるため、申し込みから作業実施までに最短で約1週間必要。

- ・ 利用者の声：

「1週間の内、決まった時間に来てくれるので、連絡する手間が要らずシルバーの会員さん（作業員）がきっちりしているので、当てにされていて助かっている。」

「自分の手足になって買い物や掃除をしてもらって有り難く思っている。これからも同じ方にきてほしい。」

「年齢も近いので話し相手になってもらっていて、毎週待ち遠しい。」
- ・ スタッフの声：

「依頼者からの要望と作業員とのマッチングは、性格等も考慮している。」

「利用者からの安心と感謝の声は会員の働き甲斐にもなっている。」
- ・ 令和元年度の利用者、作業員

区分	人数	平均年齢
利用者	12人（女性8人、男性4人）	80歳代前半
作業員	7人	70歳代前半

【委員会の意見】

- ・ 対象者が65歳以上高齢者のみの世帯で、全員が要支援者、要介護認定者等の縛りがある。高齢者福祉の観点から「全員」の縛りを外すことにより利用者増につながると考える。
- ・ ケアマネジャーへの勉強会等で町民へPRして、事業の促進を計ることが、更に利用につながると考える。
- ・ シルバー人材センター会員内の作業員は、ヘルパーの有資格者が事業に当たっているが、令和元年度の延べ利用者数は前年比2.7倍になっているので、シルバー人材センターは今後継続的に会員への接遇や家事援助サービスについて、講習や研修等を進め、人材育成を図る必要があると考える。

(4) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

【現状】

① 実施内容

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者が生活上で、体調の急変や事故等の緊急事態が発生した場合に、セキュリティサービスが状況確認や必要な関係機関等への連絡や手配など所定の対応を行う事業を行うことで緊急時の連絡体制を整え、在宅生活における安全・安心の確保を図

っている。

貸与するシステムは、次に掲げるものとする。

- ・ 救急通報システム ・ 火災異常通報システム
- ・ ガス漏れ異常通報システム ・ 安否確認システム

利用者負担額：1か月当たり308円（委託料の1割）

② 対象者

ひとり暮らし高齢者等（申請に基づき町が認めた者）

③ 利用状況

年度	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
登録人数(人)	19	20	20	19	23
通報回数(回)	96	70	84	99	207
内 緊急通報	5	0	0	0	0

【その他の調査内容】

- ・ 誤報の件数が年々増加傾向である。理由として利用者が関係機関に連絡せずショートステイや旅行など家を留守にしたことで通報システムが作動している。

【委員会の意見】

- ・ 緊急事態に対する在宅生活の安全・安心の確保に有効な策であると考え。しかし、登録人数はかなり少ない状況である。ケアマネジャー、民生委員・児童委員等の福祉関係者が、本事業への登録の必要性を感じる方々には積極的に勧めることが望ましい。また、広報紙やホームページなどで幅広い町民へ周知を行うことで、緊急通報システム事業の更なる普及啓発につながると考える。
- ・ 対象者に関して、「緊急時の連絡体制を整え、在宅生活における安全・安心の確保」の観点から、日中にひとり暮らしとなる高齢者へも広げることが考える必要がある。

(5) 吉田町救急医療情報キット配布事業

【現状】

① 実施内容

高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ的確な対応を行うために、かかりつけ医療機関名、治療状況及び緊急連絡先などの救急時に必要な医療情報や健康保険証、診察券お薬手帳などの写しを冷蔵庫に保管する吉田町

救急医療情報キットを配布する。

※ 配布内容

- ・ プラスチック製保管容器
- ・ 救急情報シート
- ・ 保管者ステッカー（マグネット）
- ・ 救急連絡カード（75歳未満の方）

② 対象者

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯の方

③ 利用状況

- ・ 平成21年度～現在（令和2年6月）までの申請者は、886人。
そのうちキット配布は666本。ただし、世帯に1本配布。

【その他の調査内容】

- ・ 配布世帯一覧を台帳化し、静岡市消防局吉田消防署へ情報提供による救急救命活動にも利用するため対象者の同意が必要である。
- ・ 民生委員がキットの中身が更新されているかを確認している。

【委員会の意見】

- ・ 緊急時の生命に関わる情報提供であることから、対象世帯へ全戸配布できるように周知する必要がある。
- ・ この事業においてはキットに収める書類等の情報更新が重要である。
キットの中身に係る手間、費用に何らかの配慮が必要であると考える。

(6) 吉田町救急連絡カード配布事業

【現状】

① 実施内容

町内に住所を有する高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ的確な対応を行うために、緊急連絡先を記入し携帯するカードを配布している。対象者が75歳になった時点で町から直接郵送にて配布する。その他対象者に記載する希望者にも配布している。

※ 配布内容：住所及び氏名の記入されたプラスチックカード

② 対象者

- ・ 75歳以上の者全員（施設入所者は除く。）
- ・ 65歳以上75歳未満の希望者
- ・ 救急医療情報キット申請者

【その他の調査内容】

- ・ カード携帯については、財布等の常に持ち歩くものに入れておくように周知している。

【委員会の意見】

- ・ 75歳以上の方に郵送する際には、吉田町救急医療情報キットも同時配布する必要があると考える。
- ・ 75歳以上の方で、転入して来た方への配布に不備がある。その対策として、町民課との連携により、転入時の配布が出来るのではないか。
- ・ 配布後の管理として、個人情報漏洩に配慮したカードとする工夫が必要ではないか。(カードには、氏名・住所等が記載されているため、「オレオレ詐欺」等の被害に考慮した工夫。)

(7) 高齢者見守りネットワーク

【現状】

① 実施内容

ネットワーク構成団体及びその構成員は、自らの活動に係る高齢者に対する見守り及び声掛けをするよう努める。高齢者又は高齢者の居宅に異変が認められたときは、その旨を福祉課又は地域包括支援センターに連絡する。ただし、緊急性が高いと認められるときは、消防署、警察署の他の連絡が必要な機関に直ちに連絡する。

② 対象者

- ・ 高齢者のみで構成されている世帯に属する者

③ ネットワーク構成団体数

年度	H24年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
団体数	30社	41社	43社	44社	46社	47社

※ 平成24年度から事業を開始し、参加事業所数は堅実に増加している。

④ アンケート結果

高齢者の生活と意識に関する調査報告書のひとり暮らし高齢者への「あなたやご家族が日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にどのような支援をして欲しいと思いますか」の質問に対して、38%の方が「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」について、必要性を感じて

いる。

【委員会の意見】

- ・ 業務を通じての高齢者見守りも重要であるが、自治会、町内会、さわやかクラブ、民生委員、各種福祉団体に対して見守りネットワークの大切さを行政から指導していただき、狭い範囲での見守り体制の充実を図ることが大切であると考え。
- ・ 異変が認められた時の連絡先である地域包括支援センターは介護サービスや日常生活の支援相談窓口であり、生活状態を把握することは難しいのではないかと考える。

(8) 家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス事業

【現状】

① 実施内容

住宅内で利用頻度の高い寝室、居間などに置かれている家具等のうち、背の高い、重量のある又は不安定な家具を1世帯当たり5台までその固定に必要な器具の取付け作業を町負担で行う。ただし、転倒防止に使用する器具については、各世帯で負担する。

② 対象者

- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯

③ 利用状況

年度	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
件数	0件	1件	0件	2件	0件
台数	0台	4台	4台	12台	0台

【委員会の意見】

- ・ この事業は大地震時の高齢者の生命確保に重要であることから、早急に家具等の転倒防止未実施世帯を把握し、対策を勧めるべきと考える。
- ・ 事業のPRは行っているが、件数が伸びない理由の分析が行われていない。

7 結論

本所管事務調査において、吉田町における高齢者福祉事業は、近隣市町と比較しても幅広く展開していることを確認した。しかし、その利用者は少ない状況が続いている。現状の利用者が少ない事は、高齢化率やお達者度等から吉田町には元気な高齢者が多いと推定できることから理解できる点もある。

今後は高齢化率及び後期高齢化率は更に上がり、核家族化傾向のためひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が推測されるため、日常生活に不便を感じる高齢者、日常生活に不安を感じる高齢者は増加すると考えられる。

高齢者の安心・安全の確保のためには、より使いやすくするためのサービス内容の充実や民生委員やケアマネジャーが高齢者本人に対して直接高齢者福祉事業の紹介を行い、必要と感じた方々には今まで以上に事業利用を勧誘する必要がある。町は上記の体制づくりのために民生委員への活動支援、ケアマネジャーへの指導及び人的確保を推進する必要がある。加えて、今まで同様広く高齢者福祉事業のPRを進め、高齢者福祉事業への理解を深めていくことも必要であると考ええる。

一方、高齢者の見守り体制に関しては、自治会の組単位くらいでコミュニティの親密度を高め、御近所で見守り、助け合う体制の強化を町主導のもと、自治会と協力して進める必要があると考ええる。